

起業・創業支援! 新潟市創業サポート事業 (オフィス)

新潟市では、起業家や創業者を応援するため、事業所賃料を助成しています!

ちんりよう、 楽ちん @Niigata

公募期間：平成**30**年**6**月**4**日(月)~**8**月**17**日(金)

最大、月額5万円
で年間60万円も助成し
てくれるの!?

事業所の賃料が
最大半分になるらしいよ!

え~、
創業予定の人や学生で
もいいの? 創業3年
未満の人もOKなのね。

ちなみに、
店舗や飲食店の場合も
別の制度があるらしい。

対象エリアも
新潟市全域 なんだ♪

公募期間に
申請が必要なんだって。
急がなきゃ!

お問い合わせ

新潟市 経済部 企業立地課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL: 025-226-1689 FAX: 025-228-2277

E-mail: kigyo@city.niigata.lg.jp

補助制度概要

区分	情報通信関連産業	その他の産業
対象業種	情報サービス業など※1	情報通信関連産業以外の業種 (一部業種は除く※2)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 新たに情報通信関連産業の事業活動を行う個人、グループ又は中小ベンチャー企業で、今後創業しようとするもの(初年度の実績報告日の前日までに創業に至るものに限る。)又は創業から3年未満のもの 新たに情報通信関連産業の事業活動を行う企業の新事業部門等で、今後事業を開始しようとするもの(初年度の実績報告日の前日までに事業開始に至るものに限る。)又は事業開始から3年未満のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 新たにその他の産業の事業活動を行う個人、グループ又は中小ベンチャー企業で、今後創業しようとするもの(初年度の実績報告日の前日までに創業に至るものに限る。)又は創業から3年未満のもの
	補助期間終了後も新潟市内に事業所を置いて活動すること	
補助対象経費	事務所の賃借料	
補助対象経費及び限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○初年度：1/2 (限度額5万円/月) ○2年度以降：1/3 (限度額3万円/月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○1/3 (限度額3万円/月) ※ただし、UIターン(新潟県外から新潟市内へ)による創業者、「特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書 ^{※3} 」を取得した者については、1/2(限度額5万円/月)を補助
補助金交付期間	初年度の交付決定から 3年以内	初年度の交付決定から 1年以内
その他	※事務所とは、対象業種の事業の用に供する土地・建物・事務所・レンタルオフィス等をいう ※賃貸借契約上の月額賃料をいい、敷金・礼金、駐車場費、共益費等は除く ※賃借料に他の団体等からの補助金等が充当されている場合は、当該補助金等を差し引いた額	

※1…日本標準産業分類のうち、次に掲げるもの及びデータセンター

- (1) 情報サービス業
- (2) インターネット附随サービス業
- (3) 映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業のうち映画・ビデオ制作業及びアニメーション制作業若しくは広告制作業において、専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る。)
- (4) 専門サービス業(他に分類されないもの)(デザイン業のうち、専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る。)
- (5) 広告業(インターネット広告業に限る。)
- (6) その他の事業サービス業(他に分類されない事業サービス業のうちコールセンター業において、専ら受信業務を行う事業に限る。)

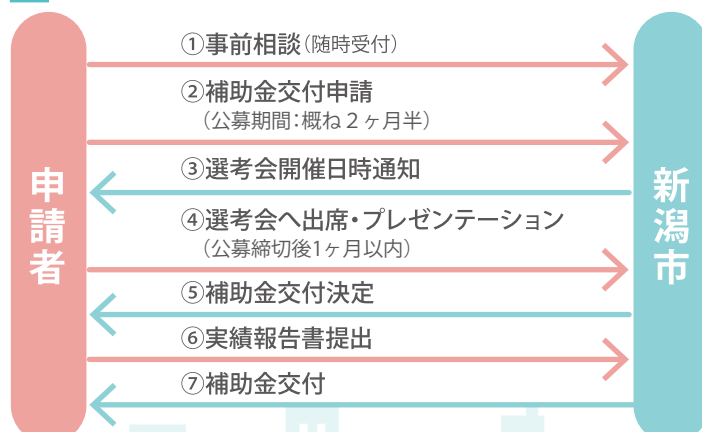
※2…補助対象外業種

- (1) 日本標準産業分類のうち、次に掲げるもの
 - ア. 農業、林業、漁業
 - イ. 各種小売業
 - ウ. 金融業、保険業(保険媒介代理業及び損害査定業は除く。)
 - エ. 物品賃貸業
 - オ. 専門サービス業のうち、法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、興信所、通訳案内業及び不動産鑑定業
 - カ. 技術サービス業のうち、獣医業及び写真業
 - キ. 宿泊業、飲食サービス業
 - ク. 生活関連サービス業、娯楽業(旅行業及び家事サービス業は除く。)
 - ケ. 教育、学習支援業
 - コ. 医療、福祉
 - サ. 複合サービス事業

- シ. 自動車整備業
- ス. 機械等修理業
- セ. 政治・経済・文化団体
- ソ. 宗教
- タ. その他のサービス業
- チ. 公務・外国公務
- (2) 不特定多数の一般消費者に対し、その場で小売り、飲食、その他サービス等の提供を行うもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項に規定するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるもの

※3…特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書…特定創業支援事業実施機関にて「セミナー」や「窓口相談」等の支援を受けた場合、新潟市が発行する証明書のこと。(詳細はお問合わせください)

申請の流れ



提出書類

- ① 補助金交付申請書・事業計画書
- ② 法人の場合は、法人の登記事項証明書及び創業から申請時までの事業報告書
- ③ 個人の場合は、住民票、開業届けの写し及び事業開始から申請時までの事業報告書
- ④ 事業所の賃貸借契約書の写し
- ⑤ 事業所の付近見取り図、建物平面図

公募要領及び各種申請様式は、ホームページからダウンロードして下さい。

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/kigyo/>

(2018年6月作成)